

中部運輸局

平成29年5月30日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、石野
TEL 052-952-8038
愛知運輸支局
監査担当 伊藤、小島
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両停止処分

平成29年2月16日に愛知運輸支局があおい交通株式会社の本社営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 行政処分事業者及び営業所
事業者名：あおい交通株式会社（代表取締役 松浦 秀則）
住 所：愛知県小牧市新町3丁目316番地
営 業 所：本社営業所（愛知県小牧市新町3丁目316番地）
- 2 行政処分書の交付日時及び交付場所
平成29年5月30日（火） 午前11時
中部運輸局 愛知運輸支局（支局長：河合 基晴）
愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2
- 3 行政処分の内容
事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）、及び文書警告
- 4 監査実施の端緒
情報提供に基づき調査した結果、豊山町「とよやまタウンバス南ルート線」において、終点（航空館boon）の1つ手前のバス停（青山江川）で運行を中断していたことを確認したため、立入り監査を実施した。
- 5 違反内容及び違反条項
 - ①事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていないかった。
（道路運送法第16条第1項）
 - ②従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

- 6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
- | | |
|-------------------|----|
| 当該行政処分により付された違反点数 | 1点 |
| 当該事業者が付された累積違反点数 | 1点 |